

Title	コメント7 地籍と戸籍と徴税
Author(s)	岩井, 茂樹
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター = 近代東亞土地調査事業研究通訊 = Comparative Study of Cadastral Survey in Modern East Asia, News Letter. 2 P.96-P.98
Issue Date	2007-03
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/27005
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

コメント7

地籍と戸籍と徴税

岩井茂樹

近世の中国では、収益財産としての土地を国家自体が所有する政策が実施されなかったわけではない。ただし、それは限定的であったのみならず、明代の官田や屯田にみられたように、買売や相続によって裏付けられた土地私有制のなかに融解することになった。国家が「無産」であることを可能にしたのは、私有財産や商業上の利潤にたいする徴税の制度を確立していたからである。田土・山林・池塘など種々の土地の所有者から公平の原則にもとづいて徴税をおこなおうとすれば、膨大な課税のための業務が発生した。この業務は最終的には税を負担する社会の側に転嫁され、民間の負担をいっそう増大させる。課税

業務の精度をどの程度のものにするか、またその業務をどのような手段によって遂行するかという問題は、官府が獲得する税収と社会の側の負荷との間の均衡を維持するうえで、きわめて大きな意味をもった。

建国直後、明朝は「戸帖」を発給することによって、課税対象たる土地とその所有者を把握しようとした。洪武4年(1371)の「戸帖」には、次のような皇帝の聖旨が白話文によって印刷されていた。「俺のこの大軍は、今や出征することもなくなったので、すべて各州県に往って村々を回らせ、戸ごとに突き合わせを行わせるぞ。(申請の内容と実際が)一致するのは良い人民であるが、食い違う者は捕まえて軍戸にするぞ。突き合わせをしている時に、官吏が誤魔化すことがあれば、その官吏は斬罪にするぞ。人民がみずから逃げ隠れすれば、『律』に依って処罰し、捕まえて軍戸にするぞ」課税業務の基礎作業に動員されたのは、動乱のなかで朱元璋に勝利をもたらした軍事力であった。

しかし、この聖旨が豪語する強権政策はつねに実施できるわけではない。しかも、相手になるのは流動性の高い大規模社会——明初でおおよそ1千万戸——である。「戸帖」の制度は、その十年後には「賦役黄冊」という中国史上もっとも緻密かつ膨大な課税台帳の制度へと発展した。「賦役黄冊」の作成も、それにもとづく徴税も、里甲に編成された基層組織を通じて実現する仕組みがつくられたが、現実の土地の所有関係や家族構成と黄冊上の記載とを、官府がいちいち照合して正確さを担保することは現実には不可能であった。16世紀中葉には、「賦役黄冊」の記載が現実からかけ離れていることが問題視されるようになった。

「賦役黄冊」が所有戸を通じて田土の課税情報と買売や相続による納税義務の移転を把握するものであるのに対し、「魚鱗冊」は一定の区画内の課税土地を漏れなく列挙する目的をもって作成された。土地の一筆ごとの形状と区画内での土地の配列を示す絵図を付すことがあったため「魚鱗図冊」と呼ばれることもあったが、多くの場合、測量作業をとまなわず所有戸からの申告にもとづいて作成されたようである。魚鱗冊は、「賦役黄冊」とは異なって、普遍的に作成されたわけではなく、また、作成されても徴税業務に役立つことも少なかった。

嘉靖15年～18年(1536-1539)にかけて南直隸の巡撫として税糧制度の改革に取り組んだ欧陽鐸は、戸部尚書梁材にあてた私信のなかで、「魚鱗冊を清查しようとして、賞金を懸けて捜したが得られなかった」という実情を吐露している。万暦10年(1582)前後には、内閣大学士張居正が全国的な丈量を推進した。万暦『武進県志』の編者唐鶴徴は、この丈量のさい、図ごとに数両の経費をかけて再三の要求のすえ「魚鱗図」が完成したこと、官に蔵されていたこの「魚鱗図」が数年もたたないうちに胥吏らによって廃棄されたり、反故として売りはらわれたりしたこと、その結果飛灑や詭寄などの弊害が復活したことを伝えている。こうした状況は、清代でも変わらなかったようだ。今日、国会図書館などに蘇州の「魚鱗冊」が蔵されていることはよく知られている。蘇州府で康熙年間に清丈がおこなわれて魚鱗冊が作成されたのは、均田均役の実施と関係があると考えられるが、康熙47～50年(1708-11)に呉県の知県であった廖冀亨は「自魚鱗冊一設、而業戸姓名莫識」

と証言している。「魚鱗冊」に記された所有戸名が実態を反映しなければ、それにもとづいて戸ごとの一括納税をする制度も成り立たない。したがって、従前どおりに歇家や経造による図ごとの請け負い徴税が最適であるというのが知県廖冀亨の率直な意見であった。

安徽省安慶府桐城県では、地片の大きさは1/1 畝～1/10 畝の間に分布するので、中間値をとって1/5 畝か1/6 畝とし、全県の課税田土面積39万餘畝であるので、全体で200万の地片があるという推計がなされている。これは、順治～康熙初年のことで、推計は当地の郷紳姚文然による。17世紀末、江蘇省常州府武進県には、字号を付与されて課税対象として臺帳に登録された地片が104万ほどあった。単純に図数で除すと、1図あたり平均2,279号になる。こうした、膨大な数にのぼる小面積の地片の買売や相続を追跡し、立戸された所有戸ごとにその全所有地を洗い出して戸ごとの一括納税をめざすのが、明代の「賦役黄冊」や清代の「均田均役」の課税原則であった。しかし、そもそも台帳類が不備であったり、作成されてはいても欺瞞に満ちていたりする状況のなかで、こうした原則にもとづく徴税は不可能であった。

雍正9年(1731)、戸部侍郎の肩書きで江蘇省に派遣されて課税事務の督察を命じられた彭維新は、「官の側の糧冊(租税台帳の類)には、本当の名前が記載されておらず、簿籍が(知県の管理する)内署にない」ことを改善すべきだとの提案をおこなった。つまり、課税土地の調査をしっかりとやり、台帳を整備すべきだという見解である。しかし、この意見にたいし雍正帝は、「実姓の名(本当の姓名)を(台帳)に填注することは、繁擾を滋くするだけで益がない」との硃批を与えた。

清代にも「清丈」を実施したという記事が頻見し、「魚鱗冊」「坵領戸冊」「戸領坵冊」「実徴冊」などの台帳が作成された。しかし、そこに記された戸名や地片ごとの面積などの情報が、当時の現実を正確に捉えていたわけではない。徴税機構それ自体が請け負い人によって担われ、現実の課税情報を記した「秘冊」の独占こそが請け負い人の飯の種であるならば、官府に提出された台帳類は現実の課税情報から意図的に乖離させられたはずである。1933年、武進県と南通県の田賦調査(万国鼎・莊強華・吳永銘らによる)は、国民政府の膝元でも、こうした状況が持続していたことを示している。

中国の「無産」国家は大規模かつ流動的な民間社会を向こうにまわして私有土地を課税の対象とするために調査の制度と膨大な台帳を産みだした。それは税制の法的な原則を担保すべきものであったが、現実に官府に税収をもたらしたのは、さまざまな請け負い徴税の仕組みであった。こうした現実にもかかわらず、請け負い徴税が公式の制度に昇格することはなかった。支配の正統性を支える法的な原則は、現実から乖離した簿冊を作りつづけることによって維持され、請け負い人は官府のカラクリに協力することによってその存在と利益を確保した。こうした共生関係が、国家の正統性と税収を支えていたわけである。